



児童発達支援センターで障がいや療育等に関する 相談支援を行います

●問合せ先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

令和6年4月から障がい、療育、子どもの発達に関する相談や、福祉サービスに関する相談支援を「児童発達支援センターベース」に業務委託して実施します。

電話相談、面談（要予約）で対応しますので、お子さんへの療育や発達に心配のある人は、まずは電話で相談してください。

- 対象者 市内にお住いの障がいのある児童や、支援の必要な児童とその家族
- 相談日 月～金曜日（祝日（振替休日を含む）、年末年始を除く）
- とき 午前9時～午後5時
- ところ 児童発達支援センターベース（西市町榎東 37 番地 1）
- 連絡先 ☎ 58-5122

福祉総合相談窓口を設置します

●問合せ先 福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)

どこに相談したらよいのかわからない福祉に関するお悩みや相談を社会福祉士等の資格を有する相談員が対応し、関係機関と連携して一緒に困りごとの解決を手伝います。本人、家族、関係者など気軽に相談してください。

- とき 月～金曜日（祝日（振替休日を含む）、年末年始は除く）、午前8時30分～午後5時15分
- ところ 市役所2階福祉課社会福祉グループ

障がい者日常生活用具の給付対象用具の追加

●問合せ先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

常時、医療的ケアが必要な人を支援するため、障がい者日常生活用具の給付対象用具を追加しました。給付を希望する人は、福祉課障がい福祉グループへ相談してください。

- 対象者
 - (1) 3級以上の呼吸機能障がいの身体障害者手帳所持者
 - (2) 難病患者で、人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器の使用が必要な人
- 追加した用具 自家発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー、ポータブル電源
- 自己負担 購入費用の1割が自己負担（原則）になります。